

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、ミガロホールディングス株式会社と称し、英文では、MIGALO HOLDINGS Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、その経営の支援または指導を行うことを目的とする。

1. 不動産の開発、売買、交換、流動化企画、賃貸借、仲介、代理、管理、斡旋および鑑定
2. 建築工事および設備工事の企画、設計および施工
3. 住宅の増改築、建替えおよび住宅リフォーム
4. 労働者派遣事業、人材紹介事業および有料職業紹介事業
5. 情報提供サービス業および情報処理サービス業
6. 信託代理業
7. 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
8. コンピュータのソフトウェアおよびハードウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸および輸出入、コンピュータのソフトウェアおよびハードウェアの周辺機器、コンピュータの関連機器およびコンピュータ用各種消耗品の販売、コンピュータおよび関連機器の賃貸
9. インターネット、携帯情報端末機を活用した広告、情報提供サービス、通信販売業、インターネット技術を活用した情報システムの企画、開発、保守・運用の受託およびコンサルティング、情報システムの活用および開発におけるトレーニングサービスの提供
10. イベント、セミナー、講演会、交流会、コンピュータ技術に関する講習会等の企画、立案、運営および講師派遣
11. 各種書籍および雑誌の企画、編集、出版および販売
12. ITシステムの構築および運用ならびにそれらの受託、ITに関するシステムの導入支援
13. コンピュータシステムによる受託計算サービス、コンサルタント業務、技術指導および技術的サービスの提供業務

14. クラウドサービスのインテグレーション、ビジネスアプリケーションソフトの開発支援、クラウドサービスの導入コンサルティング、クラウド型のビジネスアプリケーションと他のクラウドサービスとの連携
15. IT（情報技術）、インターネットによるビジネス、会社経営および事業運営に関するコンサルティングサービスの提供
16. ITサービスの自社開発および提供
17. コンピュータシステム、ネットワークシステムおよびソフトウェアの企画、設計
18. インターネットウェブコンテンツの企画、立案、制作および運営
19. アウトソーシング業
20. インターネット等を利用した通信販売業、卸売業および小売業
21. インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
22. パッケージ製品の企画、開発および販売業務
23. 物品販売業
24. 前各号に関するコンサルティング業務
25. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条 （本店の所在地）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条 （機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 （公告の方法）

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式の総数）

当社の発行する株式の総数は、20,000,000株とする。

第7条 （単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 （単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 （基準日）

当社においては、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

第10条 （株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第11条 （株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いは、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第14条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、10名以下とする。

第20条（取締役の選任の方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して

発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

第29条（監査役の員数）

当社の監査役は、5名以下とする。

第30条（監査役の選任の方法）

当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集手続）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。

第34条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

第38条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条（剰余金の配当）

剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

第40条（中間配当）

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年9月末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に金銭による中間配当をすることができる。

第41条（剰余金の配当等の除斥期間）

当社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

付則

第1条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当会社成立の日から2024年3月31日までとする。

第2条（設立時代代表取締役）

当会社の設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代代表取締役 中西 聖

第3条（取締役および監査役の当初の報酬等）

第28条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等のうち金銭報酬の額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

- ② 第37条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の監査役の金銭報酬の額は、年額30,000千円以内とする。

第4条（付則の削除）

本付則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

以上